

令和2年2月12日判決言渡

平成31年（行コ）第64号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成29年（行ウ）第159号）

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 札幌A税務署長が平成27年4月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成25年3月から平成26年6月までの各月分の酒税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。
- 3 仙台B税務署長が平成27年4月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成25年3月から平成26年6月までの各月分の酒税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。
- 4 C税務署長が平成27年4月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成25年3月から平成26年6月までの各月分の酒税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。
- 5 D税務署長が平成27年4月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成25年3月から平成26年6月までの各月分の酒税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。
- 6 E税務署長が平成27年4月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成25年3月から平成26年6月までの各月分の酒税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件の原審において、酒類製造者である控訴人は、その製造した発泡性酒類

(商品名「極ZERO」。以下「本件製品」という。)が、酒税の税率に関して定める酒税法(平成29年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。)23条1項1号の規定する「発泡性酒類」に該当し、その税率は1キロリットルにつき22万円であるとして、酒税の税額の申告(一部につき修正申告を含む。)をしたが、その後、本件製品は同条2項3号ロの規定する「その他の発泡性酒類」に該当し、その税率は1キロリットルにつき8万円であったとして、各製造場の所在地の所轄税務署長である札幌A税務署長、仙台B税務署長、C税務署長、D税務署長及びE税務署長に対し、それぞれ、前記第1の2ないし6に記載の各更正の請求(これらを併せて、以下「本件各更正の請求」という。)をしたところ、上記の各税務署長から、それぞれ、前記第1の2ないし6に記載の更正をすべき理由がない旨の各通知の処分(これらを併せて、以下「本件各処分」という。)を受けたことから、被控訴人に対し、本件各処分の取消しを求めた。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人が本件控訴を提起した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正し、当審における当事者の主な補充主張を後記3及び4のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決6頁26行目の「同項」から同7頁1行目末尾までを「政令で定める発泡酒として同項の規定する「麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもの」の意義(争点(1))が争われている。」に改める。
- (2) 原判決7頁6行目の「争点(1)(酒税法施行令20条2項にいう「発酵」の意義)について」を「争点(1)(酒税法施行令20条2項の規定する「麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもの」の意義)について」に、12

[REDACTED]

[REDACTED]したがって、同令20条2項の規定の解釈適用上は、 [REDACTED]

[REDACTED]「発酵させたもの」に該当すると解さざるを得ないというべきである。本件においては、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]このような極ZEROベース発泡酒をもって同令20条2項の「発酵させたもの」に該当するというべきである。

上記のような解釈は、同法上の他の酒類に係る文言及び解釈にも添うものである。すなわち、① [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]と解釈されており、また、② [REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]などと判示して、極ZEROベース発泡酒の全ての原料が投入された後のものについて、アルコール発酵があったとは認められないと判示した。

イ(ア) しかし、今般、 [Redacted]

[Redacted text block]

[Redacted] このことは、極ZEROベース発
泡酒の全ての原料が投入された後のものについてアルコール発酵があっ
たことを裏付けるものといふことができる。

(イ) 原審が上記ア①のとおり判示した点については、 [Redacted]
[Redacted] 点で
誤った事実認定である。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

以上によれば、 [Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text] 極ZEROベース発泡酒の他の原料の投入後にも「発酵」の存在が推認されるというのが当然の帰結であり、このことは、 [Redacted text]

[Redacted text] 裏付けられている。

(ウ) 原審は、上記ア②のとおり判示するに当たり、 [Redacted text]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(エ) 原審が上記ア①及び②のとおり判示した点については、 [Redacted]

[Redacted text block]

ア 控訴人は、 [REDACTED] 極ZEROベース発泡酒の全ての原料が投入された後のものについてアルコール発酵があったことを裏付けるものであるなどと主張する。

しかし、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 控訴人の上記の主張は、その前提において失当である。

また、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 科学的には無意味といわざるを得ない。

さらに、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 発酵の事実を認定する

ことはできない。

イ 控訴人は、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] などと主張する。

しかし、 [REDACTED]

[Redacted text block]

■のであり，原審の判断は正当である。

[Redacted text block]

ウ 控訴人は，原審が， [Redacted text]

[Redacted text block]

正の請求を行ったことに対して、所轄の各税務署長が更正をすべき理由がないとして行った処分であるところ、本件各処分の通知書において付記すべき理由は、極ZEROベース発泡酒がなぜ発酵させたものに当たらないかの理由ではなく、本件製品に特別税率が適用されない理由である。そして、本件各処分の通知書においては、本件各更正の請求において問題となる要件、当該要件の解釈、事実関係、要件の当てはめによる結論という処分行政庁による判断の過程が余すところなく記載されており、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件各処分がされたのかを控訴人においても了知し得るものであり、その記載は、行政手続法8条1項本文の要求を満たすものであるから、本件各処分の理由の提示として不備があるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、当審における当事者の主な補充主張を踏まえて、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- 1 原判決12頁15行目の「争点(1) (酒税法施行令20条2項にいう「発酵」の意義) について」を「争点(1) (酒税法施行令20条2項の規定する「麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもの」の意義) について」に改め、同13頁16行目の「原告は、」の次に[REDACTED]を加え、23行目冒頭から同14頁25行目末尾までを次のとおりに改める。

「 本件における同項の規定の適用との関係で、発泡酒が酒類として完成する時期につき、被控訴人は、 [REDACTED] を指摘して、 [REDACTED]

[REDACTED] と主張するところ、被控訴人の主

条2項に定める発泡酒に該当する旨の回答（甲11）をした事実があると主張する点については、控訴人が指摘するメモ（甲11）の内容を参照しても、控訴人が主張するような内容の記載がされているとまでは認められないから、控訴人の上記の主張は採用することができない。

イ 本件において、控訴人は [REDACTED] [REDACTED] 前記前提事実(2)のとおり、 [REDACTED] [REDACTED] というのであるから、以上に述べたところに照らし、このようにして製造される極ZEROベース発泡酒については、新たに酒類が製造されたとみなされるものと解するのが相当であり、 [REDACTED] [REDACTED] 極ZEROベース発泡酒に発酵が存するか否かを論ずるまでもなく、それが酒税法施行令20条2項に定める発泡酒に該当するとする控訴人の主張は採用することができないというべきである。」

2 原判決14頁26行目の「したがって」を「以上のとおり」に改め、同行目の「にいう」から同15頁1行目の「同項」までを削る。

3 原判決22頁1行目から2行目の [REDACTED] [REDACTED] に改め、18行目末尾の次に改行して次のとおり加え、19行目の「ウ」を「エ」に改める。

「ウ 控訴人は、当審において、主な補充主張(2)のとおり主張するので、以下検討する。

(ア) 控訴人は、主な補充主張(2)イ(ア)において、 [REDACTED] [REDACTED] 極ZEROベース発泡酒の全ての原料が投入された後のものについてアルコール発酵があったことを裏付けるものであるなどと主張する。

しかし、一件記録を参照しても、

[REDACTED]

[REDACTED]をもって極ZEROベース発泡酒の全ての原料が投入された後のものについてアルコール発酵があったことが裏付けられているとする控訴人の上記の主張は、そのように認めるための前提を欠くものといわざるを得ないから、採用することができない。

(イ) 控訴人は、主な補充主張(2)イ(イ)において、

[REDACTED]
[REDACTED]極ZEROベース発泡酒に他の原料を全て投入した後も発酵の存在が推認されるなどと主張する。

しかし、

[REDACTED]

[Redacted] 極 Z E

ROベース発泡酒につき発酵があったと直ちに推認することはできない

というべきである。

なお、控訴人は、

が、控訴人の上記の主張を裏付けるものであると主張するが、上記の

は、上記の判断を覆すに足りるものとは認められない。

(ウ) 控訴人は、主な補充主張(2)イ(ウ)において、原審が、

根拠となり得るものではない旨の判示をした点を非難する。

しかし、控訴人がその理由として主張するところは、いずれも、

を覆すに足りるものではないから、いずれも採用することができない。

(エ) 控訴人は、主な補充主張(2)イ(エ)において、原審の判示は、酒税法施行令20条2項の規定する「発酵」について、何らの根拠に基づくことなく、をするものであると非難する。

しかし、原審は、その説示の内容に照らして考えれば、単に極ZEROベース発泡酒の原料の全てを投入した後のものにつきアルコール発酵が認められるか否かの判断をしているにすぎないと認められ、同項の規定する「発酵」の意義につき、

■■■■■その当てはめの判断をしているものではないから、控訴人の上記の非難は当たらない。

(オ) 控訴人は、主な補充主張(2)イ(オ)において、原審が、■■■■■「発酵」の有無を判断するに際して消極的に評価したと非難する。

しかし、原審は、その説示の内容に照らして考えれば、極ZEROベース発泡酒については、■■■■■

■■■■■発酵が生ずるとは考えられない旨を述べたものと解されるから、控訴人の上記の非難は当たらない。」

4 原判決23頁11行目から12行目の「(最高裁平成21年(行ヒ)第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照)」を「最高裁平成23年判決参照」に改め、同24頁26行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(4) 以上については、控訴人の主な補充主張(3)における主張の内容を踏まえて考えても異なるところはない。」

第4 結論

第3で認定及び判断したところは、当事者のその余の補充主張によっても左右されるものではない。

以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 八 木 一 洋

裁判官 杉 山 順 一

裁判官 松 本 明 敏